

# 創立者鶴見守義の大礼服

熊 博 毅

## 大礼服ご寄贈の申し出

それは平成二十三年（二〇一一）九月十六日、年史編集室ホームページの問合せ欄に届いた二通の電子メールから始まった。

差出人は東京都府中市の小柳行央さん。文面は次のようなものであった。

いくつも同様な問いあわせがあるかと思いますが、私が亡き父から引き継いだものの中に、貴校の創立者鶴見守義様の物かと思われる勅任官の大礼服（三越製）があります。この大礼服は、父が生前に今か

ら40年以上前に、東京にて古物商から買い求めた大礼服の1つで、拙宅で永く保管してきたものです。痛みも少なく状態としては良好です。勅任官の大礼服ですので、この年史編集室のTOPページ左端上段に掲載されている方のものと同じです。「鶴見守義」様のものでないかなと思われる背景は、内ポケットに縫い込まれている布に「M. Tsurumi」の名前が記入されていますこと、服が作られたDATEが「FEB. 38」と有ります。また本皮の収納ポストンバッグの表に、M. T. のイニシャルが打たれています。もし貴校に縁があるもので、貴校にて必要なものかどうか、その可能性を含めてご連絡をいた

できれば幸甚です。

追伸…父は小柳鹿蔵と申し、東京都の官吏を永く  
していて、在職中から、太政官以来の職員録やその  
他の資料で官制の出来上がる過程を調べたり、近代  
的な行政組織がどのような形で作られてきたかなど  
を調べてきた過程で出会った、大切そうなものをコ  
レクションしていたのだと思います。

このお申し出に対し、どのように対応すればよいかを  
考えた結果、とりあえず所蔵されている大礼服の写真を  
送っていただけませんか、とお願ひすることにした。

そして約一週間後の九月二十四日、小柳さんから、大  
礼服を収納している本皮製のトランクをはじめ、金糸に  
よる五七の桐の飾章などが随所に刺繍された黒い大礼服、  
白蝶ネクタイ、上着の内ポケットの中につけられた「M.  
Tsurumi」という名前と、製造年月日と思われる「FEB.  
38」と記入されたネームタグなど、あわせて十一枚の写  
真が届けられた。

そして同封された書状には「所蔵の大礼服が貴学の創

立者のお一人の物であれば、快く寄贈させて頂きたく存  
じておりますし、亡き父も（平成十八年七月没）とても  
喜ぶ事と存じます。又私だけでなく、孫であります息息  
も全く同感の事です。（中略）父は、どなたか高貴な方の  
大礼服と思っておりますが、一年位前に虫干しの為に  
取り出し、中を確認して行つた結果、内ポケットのお名  
前からインターネットでの検索、推測から先般のご連絡  
になった次第です。貴学の為にお役に立てれば、誠に幸  
甚に存じます」としたためられていた。

こうしたことを池内啓三年史編纂委員長（専務理事）  
に報告した結果、大学としてご寄贈を受ける方向で話を  
進めることが決まった。

## 大礼服

大礼服とは、明治時代から太平洋戦争の終戦まで使用  
されていた日本におけるエンパイアスタイルの宮廷服で、  
明治五年（一八七二）十一月十二日に制定された。明治  
十九年（一八八六）十二月四日の宮内省達甲第十五号に  
より、文官大礼服は勅奏任官のみに規定され、さらに明



金糸の刺繍が施された大礼服の上衣

治二十五年（一八九二）十二月十日宮内省達甲第八号により奏任官の側章を変更する小改正があり、この制度が昭和二十年（一九四五）の敗戦まで続いた。

大礼服の帽は、勅任官、奏任官ともに共通しているが、右側章の繡飾毛、刺繍の密度、釦に差がある。

上衣は黒羅紗製のフロック型で、勅任官の飾章は五七の桐を用い、これに桐蕾章を稠密に刺繍する。奏任官の場合は五三の桐となる。また、上衣飾章も勅任官は襟、背、胸、袖、側襄、背端に施すが、奏任官は襟、袖、側襄、背端のみ。また、釦も勅任官は金地に五七の桐であるが、奏任官は金地に五三の桐と異なっていた。

下衣と袴は、勅任官は白、奏任官は鼠の羅紗製であったが、明治十年（一八七七）九月十八日の太政官第六十五号達により、勅奏任官用に黒羅紗製のものが追加された。

### 鶴見守義について

大礼服の所有者であった関西法律学校創立者の一人、鶴見守義についても簡単に触れておこう。



鶴見守義

ことにも関与した。

注目すべきは、講師としてだけでなく、「学監」（初代）として校長・小倉久と並んで名前を掲げていることである。温厚な鶴見は、大阪始審裁判所在勤の創立者たち（鶴見、志方鍛、手塚太郎）の中心的存在として、関西法律学校の運営に奔走したのではないかと、『関西大学百年史 人物編』で鶴見の伝記を記した園田香融教授（現名誉教授）は推測する。篤実な人柄の鶴見なら十分考えられることであろう。本校ではフランス民法、特に財産編を講じ、創立者の中では、最も長く講師の任にとどまった。

明治三十二年（一八九九）四月、大審院判事に栄転し、大正十一年（一九二二）の退官までその任にあった。死去したのは昭和十四年（一九三六）十二月、八十一歳であった。

### 鶴見守義の孫・鶴見摂子さん

大学の歴史に関する資料や情報を収集・整理・保存・展示している年史編纂室にとって、創立者に関する資料

鶴見は安政五年（一八五八）三月十二日、栃木県日光に生まれ、明治九年（一八七六）に県の変更によって司法省法学校に入学。同十七年（一八八四）、同校を卒業すると同時に司法省御用掛となった。同十九年（一八八六）二月に判事試験・大阪始審裁判所詰となって来阪。同年六月、判事に昇任し、同二十三年（一八九〇）十月には部長判事へと進んだ。以後、明治二十八年（一八九五）六月に長崎控訴院判事として転ずるまで、足かけ十年に亘って大阪で過ごしたが、この間、関西法律学校創立の

や情報を集めることは最優先すべき事柄の一つである。

ところで、鶴見守義に関しては、かつて孫の鶴見撰子さんからメールを頂戴したことがあり、小柳さんから大礼服ご寄贈の申し出があったときも、私は真っ先に撰子さんの存在を思い出した。

そこで私は撰子さんに、祖父・守義氏の大礼服寄贈の申し出があったことを知らせるメールを送り、小柳さんから送られた写真をPDFファイルで添付した。

これに対して撰子さんからは「状態が良いのできつと小柳様の保存された状態が良かったのだと感謝の気持ちでいっぱいです。(中略)おそらくこの大礼服は、祖父が勲二等を授与された時に着用されたものかと推測しました」というメールが返送されてきた。

その後、メールでやり取りを重ねたあと、今後、東京へ大礼服を受け取りに行く際、同席される意思をお持ちかどうか尋ねたところ、すばらしい提案に感謝するとのメールが送られてきた。これで鶴見守義のご遺族が、大礼服と対面することが決まった。

## 大礼服との対面

小柳さん、鶴見さんと日程調整を進めた結果、平成二十三年(二〇一一)十月二十一日の午後に小柳さん宅をお訪ねすることになった。貴重な品であることから、梱包と輸送は日本通運の美術担当者に依頼することにして手配を進めた。

あらかじめ決めておいた時刻に京王線府中駅の改札口付近で待ち合わせた小柳さんと鶴見さん、私の三人は、



大礼服を前に、小柳行史さんと勲二等端宝章を手にする鶴見撰子さん

タクシーで小柳さんのお宅へと向かった。

到着後、応接室で改めてご挨拶とお礼を述べたあと、大礼服が保管されている母屋へ案内していただいた。

この日、鶴見さんは大礼服との対面にあたり祖父・守義の形見である勲二等瑞宝章を持参されていた。「戦争で被災したため、祖父の遺品で残っているのは勲章くらいです。大礼服が残っているとは思いませんでした。志を高く持った元気なころの祖父に会えたような気がし



勲二等瑞宝章（鶴見家所蔵）

ます」と感激しながら故人の面影を偲んでいた。

日通の担当者が梱包の準備を進めている間、大礼服を確認するとともに小柳さん、鶴見さんが並んだ記念写真を撮らせていただいた。背後の鴨居の上には、この大礼服を購入されたご尊父・鹿蔵さんの写真が飾られていたが、こうした様子を眺めながら静かに微笑んでいるように思えた。

### 大礼服にまつわる記憶

梱包された大礼服が大学へ運ばれるのを見送ったあと、もう一度小柳さんの家の応接室にもどり、私は大礼服に関することについて、いくつか質問をさせていただいた。小柳さんからは、概ね次のようなことをお聞きした。大礼服にまつわる記憶を小柳さんのことばとして以下にまとめておこう。

大礼服は、平成十八年（二〇〇六）七月二十二日に逝去した私の父・小柳鹿蔵が昭和三十五年（一九六〇）前後に古物商から購入しました。価格は不明です。わが家

には、鶴見さんの大礼服のほかに、島津久光さんの孫で伯爵島津忠磨さんのものもあり、こちらは名刺が入っておりました。

鶴見さんの大礼服の状態はよいのですが、トランクには「M.T.」のイニシャルしか刻まれておらず、誰のものが分からなかったため、購入後、父と一緒にこの大礼服を見て、そのまましまっておいたのです。

現在、母屋を建て替える予定にしており、昔のものを整理しているところです。この大礼服も虫干しをするため久しぶりに出してきて、その際、内ポケットの中を見ると、「M.Tsurumi」という名前と、製造年月と思われる「[FEB.38]」の数字が記入された「三越製のネームタグがあるのに気づき、これを手がかりにいろいろと調べた結果、関西大学の創立者の一人である鶴見守義さんという名前に辿りつきました。そして、もしそうならば、これは個人で持つよりも、関係の深い関西大学で保存してもらう方が適当であると考え、連絡させてもらったのです。寄贈に関しては、私の息子も了解済みです。

父は八王子の由木尋常高等小学校を卒業後、八王子の

府立第二商業学校に進み、東京府の職員となつてからは、兵事事務や主税関係の仕事を担当し、鈴木俊一（のち東京都知事）に師事していました。太政官以来の職員録やその他の資料によって官制ができる過程を調べたり、近代的な行政組織がどのような形でつくられ、変わってきたかなどを調査・研究し、地方自治のあり方などを考えていました。父が買い求めた古い職員録は今もわが家に残っています。税務関係の仕事をしていたことから、ややそろばんなども大切にコレクションしていました。

鶴見さんの大礼服は大事に保管してもらいたいと思います。創立者を偲ぶような機会（たとえば創立記念事業の折）などに、いろいろな人が見られるようにしてもらえば、と希望しています。

### 大礼服と鶴見守義

年史編纂室に運ばれた大礼服は、その後、大学の定めに従った寄付收受の手続きがとられ、小柳さんに対しては関西大学理事長から感謝状が贈呈された。

収納にあたっては、防虫のための燻蒸を行ったあと、



大礼服一式

現在は年史編纂室の収蔵庫で大切に保管されている。

柔らかい飾毛の帽子や金糸の刺繍が施された黒羅紗製の布地ということから、日常的に展示するのは難しいため、小柳さんが希望されるように、記念の折に展示して、関西大学（関西法律学校）創立のころを偲ぶようにするのが適切であろう。

年史編纂室で改めてこの大礼服を採寸したところ、肩幅四十五センチ、袖丈五十七センチ、ウエスト八十七センチ、ズボンの総丈百センチ、股下六十七センチであることが分かった。これを洋装店で働いたことのある方に尋ねると、現代の紳士服で言えばA B体の四号あたりに相当し、その結果、鶴見の身長は百六十五センチくらいであったことが推測されたのである。

また、ネームタグにある「FEB.38」の「38」であるが、「明治38年」の「38」と考えるべきなのか、「1938年」の省略形の「38」と考えるべきなのか。

月が「FEB」と英語の省略形で記されていることから考えると、「38」も「1938年」の省略形と考えた方が自然であるが、鶴見は昭和十四年、つまり、一九三六年十二



ネームタグ

月に幽明境を異にしていることから、「1938年」に大礼服を新調することには無理がある。やはり、「明治38年」の「38」と考えた方が自然であろう。

明治三十八年（一九〇五）  
といえは、安政五年（一八五八）三月生まれの鶴見は満四十七歳。大審院判事と

して脂がのった働き盛りのころであった。贅を尽くした勅任官の大礼服を新調したとしても何ら不思議はなく、むしろ当然のことだったと言えるであろう。

年史編纂室には創立者の関係品として、初代校長・小倉久が所有していた、現存する日本で二番目に古いルイ・ヴィトンのトランク（平成二十三年までは一番古かったが、高知で板垣退助のトランクが発見されたことで二番目になった。ただし、サイズは小倉の方がひと回り大きい）や、志方鍛の辞令証書類などが保存されている。今

回寄贈された鶴見の大礼服は、そうした「関西大学の宝」ともいえる貴重品コレクションに厚みを加えるものとなった。寄贈者の意を体し、末永く保存・活用していきたい。

（くま ひろき 学術情報事務局次長）